

寒川町私立認可保育所及び病児保育施設 開設・運営事業者募集要項

寒川町子ども育成部子ども政策課

1 募集の趣旨

寒川町では、母の就業率の上昇に伴って保育需要が高まっており、多くの未入所児童と待機児童が生じている状況であり、今後も保育需要の微増傾向が続くと見込んでいる。

また、病児保育事業を実施できていない状況があり、課題となっている。

これらの状況を踏まえ、新たに病児保育施設を併設した保育施設を開設することとし、施設の開設・運営を行う事業者を公募型プロポーザル（以下「本募集」という。）により募集する。

本募集は、保育の質の確保、児童の健康状態を踏まえた保育や感染症対策等、業務を適切に遂行できる運営体制を有する事業者を選定するために実施するものとする。

2 募集する業務の内容

（１）病児保育施設を併設した認可保育所の開設・運営

次の①及び②を併設した施設とする。

① 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に基づく保育所

② 児童福祉法第６条の３第１３項に基づく病児保育事業のうち、病児保育事業の実施について（令和７年３月３１日付けこ成保第２５４号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「病児保育事業実施要綱」の事業類型（１）「病児対応型」及び（２）「病後児対応型」の事業を実施する病児保育施設

（２）運営開始日

令和１１年４月１日

（３）募集数

１施設

（４）募集地区

寒川町全域とする。

※整備予定の敷地から計測して、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第４条第２項第２号により設置が規制される営業所の敷地まで、一定の距離にあること。（商業地域は周囲３０ｍ以上、それ以外の地域は周囲７０ｍ以上）。

（５）整備・運営方式

民設民営方式

※事業者が自ら不動産を確保すること。

※整備する施設（建物）は、事業者の自己所有であること。

※整備予定地は、原則、自己所有とするが、借地（地上権又は賃借権を設定・登記する）でも可とする。ただし、借地の場合は、次の①～④の条件等を踏まえること。

①計画書の提出までに地権者の確約を得ておくこと。

②賃貸期間は運営開始日から起算して２０年以上担保されていることとし、必要に応じ

- て更新又は再契約が可能であること。
- ③建物の所有者が納付すべき税を滞納していないこと。
- ④建物の所有者が、寒川町暴力団排除条例（平成23年条例第11号）第2条第1号、第2号、第3号及び第5号のいずれにも該当しないこと。

※内装改修による整備提案（事業者が自ら賃貸物件を借用し、改修する整備手法）について

本募集は、自己所有物件による整備を前提とするが、次の条件等を踏まえた内装改修による整備提案も受け付けるものとする。

ただし、内装改修による整備提案は、「6 施設整備及び運営の補助金等」の就学前教育・保育施設整備交付金及び子ども・子育て支援施設整備交付金の対象とならないことに留意すること。

なお、保育所部分について、認可保育所等設置支援等事業の実施について（令和8年4月8日付けこ成保第321号こども家庭庁成育局長通知）の別添1「保育所等改修費等支援事業実施要綱」の対象事業となる場合には、当該要綱に基づき算定した補助対象経費に対して4分の3を乗じて得た額（上限額54,912千円）を補助する。また、病児保育事業部分について、子ども・子育て支援交付金の交付について（令和8年6月25日付けこ成事第352号こども家庭庁長官通知）の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の対象事業となる場合には、改修費等（上限額4,000千円）、礼金及び賃借料（開設前月分、上限額600千円）を補助する。

- ①賃貸物件の貸付期間が、運営開始日から起算して20年以上担保されていること。
- ②賃貸借契約が、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する定期建物賃貸借契約でないこと。
- ③賃貸物件に抵当権（根抵当権）が設定・登記されていないこと。
- ④既存の建物を使用する場合は、建築確認済証及び検査済証（検査済証を紛失している場合は台帳記載事項証明書）の提出が可能であり、かつ建築基準法による保育所への用途変更が確実にできるものであり、認可保育所として使用するための施設基準を満たす建物であること。
- ⑤賃貸物件が、建築基準法（昭和25年法律第201号）の新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしていること。昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され着工した建物の場合、耐震調査を実施し、新耐震基準を満たすもの又は耐震補強済みのものであること。
- ⑥建物の所有者が、納付すべき税を滞納していないこと。
- ⑦建物の所有者が、寒川町暴力団排除条例第2条第1号、第2号、第3号及び第5号のいずれにも該当しないこと。

3 応募資格

令和8年10月1日時点で、次の（1）～（3）の要件をすべて満たす法人とする。

なお、「（1）認可保育所」及び「（2）病児保育事業」を実施する法人は、同一法人であること

とし、複数の法人による共同での応募は認めない。

(1) 認可保育所

- ① 保育所、認定こども園又は小規模保育事業（いずれも認可を受けたものに限る。以下「保育所等」という。）のいずれかを３年以上継続して営んでいる法人であること。
- ② 児童福祉法第３９条第１項に規定する認可保育所を、同法及び関係法令を遵守して適正に運営できる法人であること。
- ③ 直近の会計年度において、①の保育関連事業以外の事業を含む全体の財務内容について、３年続けて損失を計上していないこと。

(2) 病児保育事業

- ① 児童福祉法第６条の３第１３項に規定する病児保育事業のために付設された専用スペース又は同事業のための専用施設を設置することができること。
- ② 診療科目に小児科を有している医療機関と連携して、児童の健康管理等ができること。
なお、連携する医療機関は、（一社）茅ヶ崎医師会に所属する医療機関が望ましい。

(3) その他

- ① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号に該当しないこと。
- ② 寒川町暴力団排除条例第２条第１号、第２号、第３号及び第５号のいずれにも該当しないこと。
- ③ 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
（破産者で復権を得た場合を除く。）
- ④ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算の申立てがなされていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。（更生開始の決定を受けている者を除く。）
- ⑥ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。）
- ⑦ 寒川町指名停止に関する取扱い基準（昭和５２年７月１日施行）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑧ 納付すべき税を滞納していないこと。

※寒川町内で保育所等を運営している者が応募する場合は、本募集の施設開設により現に運営中の保育所等の縮小や廃止をしないこと。

4 基本的条件

I 法令等の遵守

- (1) 次の法令等の基準を満たすこと。また、これらを所管する関係機関と事前に十分協議を行うこと。

ア 児童福祉法

イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号。以下「設備運営基準」という。）

ウ 神奈川県の子童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２５年神奈川

県条例第5号。以下「最低基準条例」という。)

エ 神奈川県の子童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年神奈川県規則第12号。以下「最低基準条例施行規則」という。)

オ 神奈川県の保育所設置認可に係る審査基準

カ その他関係法令

キ 病児保育事業にあつては病児保育事業の実施について（令和7年3月31日付けこ成保第254号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「病児保育事業実施要綱」の事業類型（1）病児対応型及び（2）病後児対応型の実施要件

（2）神奈川県の保育所設置認可に係る行政指導指針（以下「行政指導指針」という。）を満たすよう努めること。ただし、遵守しているかどうかについて、選考の際の評価対象となるため留意すること。また、社会福祉法人及び学校法人以外の者は、行政指導指針第3条については、児童福祉法第35条第5項第1号から第3号に規定する経済的基礎等の基準となるため、遵守すること。

（3）建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）、その他関係法令の要件を遵守していること。また、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号）については可能な限り適合するよう努めること。

（4）病児保育事業を実施する施設は、他の乳幼児への感染防止が考慮された専用スペース又は専用施設であつて、次に定める指定基準に適合するものであること。

ア 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。

イ 保育室の面積は、利用定員1人当たり1.98平方メートル以上であつて、かつ、1室8平方メートル以上であること。

ウ 観察室又は安静室の面積は、利用定員1人当たり1.98平方メートル以上で1室3.3平方メートル以上であること。

エ 保育室及び観察室又は安静室は、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積を床面積に対して5分の1以上としていること。

オ 保育室及び観察室又は安静室は、換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積を床面積に対して20分の1以上としていること。

カ 調理室（専用の調理室を設けることが困難なときは、本体施設等の調理室と兼用も可能とする。）及び調乳室（専用の調乳室を設けることが困難なときは、調理室の一部を調乳室として区画すること。）を有していること。

キ 感染防止のために出入口、便所及び乳幼児用手洗い設備の全てが保育所の設備とは別に設けられていること。

ク 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

ケ 上記アからクに掲げるもののほか、事業を実施するために必要な設備を備え、備品を有していること。

（5）保育中の事故防止、事後の検証等のために、乳幼児を保育する部屋（保育室、遊戯室等）及び屋外遊戯場に、死角が無いように記録用カメラを設置するよう努めること。（録画機能は、一週間以上映像を保存できることを推奨する。）

II 設置認可

施設のうち保育所は、事業者が自ら運営する認可保育所として設置することとし、神奈川県知事の認可を得ること。

また、病児保育事業については、児童福祉法第34条の18第1項の規定に基づく届出を神奈川県知事に提出すること。

III 施設整備等

- (1) 施設整備に要する諸費用（用地の確保に要する費用、調査、測量、設計、建設・外構工事、給水装置の新設等の分担金ほか一切を含む。）は事業者の負担とする。
※ 当該事業が国の就学前教育・保育施設整備交付金や子ども・子育て支援施設整備交付金等の対象事業として採択された場合は、補助金が交付される。ただし、補助金を申請する場合は、補助金の内示前に整備事業に着手することはできない。
- (2) 施設整備に当たっては、寒川町と協議を行うとともに、寒川町から指導があった場合にはこれに従うこと。
- (3) 本募集に基づいて整備する施設は、寒川町がやむを得ないと認める事情がある場合を除き、転貸、転売を禁止するものであり、継続して事業を実施すること。
- (4) 周辺環境を考慮し、災害時の緊急避難等、児童の安全が確保できる安全に配慮した保育施設として施設整備を行うこと。
- (5) 近隣地域と交通問題を生じさせないように対策を講じること。また、普通自動車や自転車で送迎ができるよう駐車スペースや駐輪スペースを確保すること。
- (6) 認可保育所の屋外遊戯場（運動場）は、定員に対して十分な面積を確保すること。屋外遊戯場を確保できない場合は、近くに代替となる公園（徒歩10分程度）があること。

5 運営の条件

〈認可保育所〉

- (1) 定員規模
71人から80人までの範囲で提案すること。
- (2) 年齢別定員
0歳児から5歳児までの定員設定をすること。なお、1、2歳児に待機児童が多い状況を踏まえ、「持ち上がり」以外の1～3歳児の入所枠を多く設けられるような定員設定を検討すること。
また、開所後はニーズに応じて、町と協議の上、定員変更も検討できるようにすること。
- (3) 入所受入児童
生後6か月から小学校就学前の児童とする。
- (4) 開所日
日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日～翌年の1月3日）を除く平日。なお、休日保育の提案も可能とする。
- (5) 開所時間

基本開所時間は11時間以上とすること。延長保育時間は基本開所時間を超える時間で具体的に提案すること。

(6) 職員配置

次の配置基準を満たすこと。

なお、神奈川県で制定する補助金交付要綱及び「寒川町民間保育所等運営費等補助金交付要綱」等に定める補助金を受ける場合は、当該補助金で定める配置基準も満たすこと。

ア 設備運営基準

イ 最低基準条例

ウ 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和7年こども家庭庁告示第9号）

エ 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和8年4月8日付けこ保306、8文科初第172号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知。以下「国留意事項通知」という。）

オ 施設長及び主任保育士は必ず設置し、施設長については、国留意事項通知別紙2Ⅱ（2）（イ）その他の施設長の要件を満たすこと。また、主任保育士は保育計画の立案等の主任業務に専任させるため、主任保育士専任加算の要件を満たすこと。

カ 調理員を除き、保育所における勤務経験を5年以上有する者が全体の3分の1以上で、保育所勤務経験がない者は全体の4分の1以下とし、また、保育士（主任保育士を含む。）のうち、最低1人は10年以上の保育経験を有する者とするよう努めること。

(7) 給食

自園調理方式により提供すること。また、3歳児クラスから5歳児クラスに在籍する園児に対して主食の提供をすること。食物アレルギーへの対応、食育等についての考え方を示すこと。

なお、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付け児発第86号厚生省児童家庭局長通知）を遵守する場合は調理業務を委託することができる。

(8) 指導医・嘱託医及び嘱託歯科医を置くこと。

(9) 調理員用便所、沐浴室及び医務スペースを確保すること。

(10) 遊戯室等共用スペースの確保に努めること。

(11) 障がい児保育を必ず実施し、育児相談等の療育支援に取り組むこと。

(12) 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年寒川町条例第17号）で定める基準を満たすこと。

〈病児保育事業〉

(1) 定員規模

3人。（病児保育事業実施要綱の実施要件（1）病児対応型及び（2）病後児対応型を合わせた1日当たりの定員数を3人とする。）

(2) 年齢別定員

年齢別定員は設定しない。

(3) 入所受入児童

病気の回復期に至らない又は病気回復期にあつて集団保育が困難であり、かつ、保護者が就労等の理由により家庭での保育が困難な生後6か月から小学校6年生までの児童であつて、次の①②いずれかに該当する者

①町内に居住している者

②町外に居住しているが、保護者が町内在勤又は在学である者

(4) 開所日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日～翌年の1月3日）を除く平日。なお、休日保育の提案も可能とする。

(5) 開所時間

午前7時30分から午後6時30分までの間で8時間以上とする。

(6) 職員配置

次の①②の職員を配置すること。

①看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）1人

②保育士1人

(7) 指導医及び協力医療機関を確保すること。

(8) 給食

児童が病中であることを考慮して、十分な水分補給と必要な栄養補給のために、適切な食事等を提供すること。

(9) 実施方法

① 利用希望者から年度ごとに寒川町所定の登録申請書により利用登録を受け付けること。

② 利用予約は、利用日の前日まで電話等により受け付けること。ただし、利用当日において、定員に余裕がある場合で、かつ、特に事業の運営に支障がない場合は、利用当日の予約も受け付けること。

③ 利用決定は、保護者が提出する寒川町所定の申込書及び対象児童のかかりつけ医等が記載した連絡票により病状を確認し、受入れの決定を行うこと。また、受入れ時に児童の健康状況その他必要な事項の聞き取りを行うこと。

④ 利用期間は、原則として1回の利用につき7日を限度とすること。

⑤ 利用期間中は、体温の管理等、児童の健康状態を適切に把握するとともに、児童の症状に応じて安静を保てるような処遇内容とすること。

⑥ 利用定員を超過するとき、対象児童が入院又は加療を必要とするとき等は事業の利用を制限することができるものとする。また、対象児童又は保護者が施設の指導に従わないとき、災害等により施設が利用できなくなったとき等は、理由を付して、利用を取り消すことができるものとする。

⑦ 各月において寒川町所定の実施状況報告書を作成し、翌月10日までに寒川町へ提出すること。

(10) 利用料金

利用者から、1日の利用につき2,000円を利用料金として徴収すること（町内在住の生活保護世帯及び住民税非課税世帯については利用料金を免除するものとする。）。また、

昼食代、おやつ代等の実費を徴収することができるものとする。

(11) 保険の加入

賠償責任保険並びに乳幼児及び保育者に対しての傷害保険に加入すること。

(12) 情報提供等の実施

利用の少ない日等においては、地域の保育所や幼稚園等に対して感染症流行状況、予防対策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施すること。

(13) 予約システム

病児保育事業の実施においては、利用希望者がパソコンやスマートフォンから空き状況の確認や利用予約等が行えるオンライン予約システムを整備するよう努めること。

〈認可保育所・病児保育事業共通〉

(1) 本募集における施設の開設・運営予定事業者として決定した者（以下「予定事業者」という。）は、速やかに近隣住民（特に隣接する住民）に説明を行い、近隣住民との良好な関係を確保すること。近隣住民への事前説明・調整・紛争等の解決については、法人の責任において対応すること。

(2) 地域との関わり、地域への貢献を十分考慮し、地域の方々に保育施設運営への理解を深めてもらうよう努めること。

(3) 事故防止等のため、随時職員に対して研修等を行うこと。

6 施設整備及び運営の補助金等

(1) 施設整備の補助金

〈認可保育所部分〉

就学前教育・保育施設整備交付金の交付について（令和8年4月8日付けこ成事第273号こども家庭庁長官通知）の別紙「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」に基づき算定した補助対象経費に対して4分の3を乗じて得た額を補助する。

（例：定員72人の場合は上限額269,917千円）

〈病児保育事業部分〉

子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について（令和8年4月8日付けこ成事第269号こども家庭庁長官通知）の別紙「子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱」に基づき算定した補助対象経費に対して10分の9を乗じて得た額を補助する。

（例：本体工事費においては上限額81,534千円）

施設整備の工事施工業者を決定するにあたっては、入札制度に準じた業者選定を行うこと。また、当該工事の請負契約は施設整備の国庫補助の交付内示後に締結することとし、工事着工及び完了は令和10年度中とする。なお、工事の繰越し及び補助申請額の変更は、原則としてできないものとする。

(2) 運営の補助金等

〈認可保育所部分〉

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び関係法令等に基づき、町は運営に係る費用を支払うものとする。

〈病児保育事業部分〉

病児保育事業の運営にあたっては、町と委託契約を締結するものとする。委託料の対象経費は、次の①～⑥のとおりとし、いずれも病児保育事業に係る費用に限るものとする。

- ① 看護師等、保育士の人件費
- ② 施設維持管理経費
- ③ 消耗品費
- ④ 事務費
- ⑤ 指導医報酬
- ⑥ その他委託事業の実施のため必要と寒川町が認める費用

※各種補助制度の利用に当たっては、整備年度以降の年度における寒川町一般会計予算の成立が条件となることに留意すること。

※各種補助制度は国又は県の補助制度を前提としているため、整備年度及び開設後の補助内容を保障するものではない。今後、改正や見直しがあった場合には、補助率や補助金額の変更等の可能性がある。

※本要項に記載の国又は県の補助金等の上限額は、各補助金の対象となる施設を単独で整備した場合の額であり、実際に整備することとなった場合の補助金の額を担保するものではない。

※実際の整備に当たっての補助金の額の算定について、整備費用、補助基準額等を案分する必要がある場合は、各補助金の対象となる施設の面積により案分するものとする。

※施設整備の補助金を活用して施設整備を行った後、建物等の耐用年数経過前に認可保育所又は病児保育施設を廃止若しくは建物を除去した場合、補助金の一部返還を求める可能性がある。詳しくは、こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について（令和8年3月31日こ成事第253号、こ支総第111号こども家庭庁成育局長、支援局長連盟通知）及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和5年子ども家庭庁告示第9号）を確認すること。

7 手続きの流れ

（1）事前相談【必須】

申請の前に必ず事前相談すること。

（事前相談がない場合は、（2）の質疑及び（3）の申請は受け付けない。）

事前相談の日時は、希望日の前日までに電話で子ども政策課に連絡し、予約すること。

ア 事前相談期間：令和8年9月7日（月）から令和8年10月9日（金）まで
（土日休日除く。）

受付可能時間は、午前9時00分から午後4時30分まで。

（正午から午後1時までを除く。）

イ 連絡先：寒川町子ども育成部子ども政策課 電話：0467-37-3839（直通）

ウ 持参する書類：事前相談依頼書、現地案内図、現地写真、土地の登記全部事項証明書の写

し、公図の写し、法人の概要がわかる資料

※既存の建物を使用する場合は、建物の登記全部事項証明書の写し、建築確認済証の写し、
検査済証の写し、物件の概要がわかるものも持参すること。

(2) 質疑・回答

本要項への質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和8年9月7日（月）から令和8年10月13日（火）午後4時30分まで

イ 質問方法

「質問書」にて電子メールで受け付ける。メール送信後に事前相談と同じ連絡先へ電話連絡
をすること。電話等による口頭での質問・問い合わせは受け付けない。

メールの件名は、「私立認可保育所及び病児保育施設開設・運営事業者公募に係る質問票」
とすること。

＜受付電子メールアドレス kodomoseisaku@town.samukawa.kanagawa.jp＞

ウ 回答方法

質問への回答は、事業者名がわからない形で質問項目、内容とともに令和8年10月16日
（金）までに、町ホームページに掲載する。

なお、回答は本要項及び仕様書と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 申請

申請書類は次のとおり受け付ける。書類の確認をするので、郵送での申請は受け付けない。提
出の際は事前に子ども政策課に連絡すること。

また、受付日時を過ぎてからの追加書類の提出や計画変更（図面変更や管理者など保育体制の
変更）は、こちらから求めた場合を除き、認めない。

ア 受付開始 令和8年10月19日（月）午前9時

イ 提出期限 令和8年10月30日（金）午後4時30分（※提出期限までに必着）

ウ 受付時間 午前9時～正午、午後1時～午後4時30分（土日祝日を除く）

エ 受付場所 寒川町役場本庁舎2階 子ども政策課

オ 提出書類

応募事業者 提出書類		様式
1	申請書	様式1

2	法人の概要が分かるもの 履歴事項全部証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）、法人の代表者の履歴書、定款及びパンフレット	
3	役員名簿（役職・住所・氏名・生年月日・性別を記載すること）	任意様式
4	事業計画書	様式2
5	整備予定場所の案内図・配置図・平面図 案内図は、屋外遊戯場がある場合を除き屋外遊戯場代替地の位置を記載。 配置図は、駐車場・駐輪スペース・ベビーカースペース・屋外遊戯場・プールスペースが有る場合はそれらの位置を記載。病児保育事業を別の建物で行う場合はその位置を記載。 平面図は、保育所内の諸室配置及び保育室の面積（壁芯面積及び有効面積）を記載。 ※配置図・平面図作成にあたっては、現地を十分に確認し、計画に大きな変更が生じないように留意すること。また、記録用カメラを設置する場合は、乳幼児を保育する部屋及び屋外遊戯場に設置場所をわかるように記載すること。	
6	土地・建物(※)の全部事項証明書（公図・地積測量図含む） ※既存の物件を使用する場合	
7	整備予定場所の現況写真 正本・副本ともにカラー写真を用意すること。	
8	整備スケジュール 入札時期、開発許可・開発工事、建築確認、建築工事などの期間がわかるよう記載すること。 ※予定事業者選定後、整備スケジュールに変更が生じた場合は、随時報告すること。なお、開所年月日の変更は認めない。	任意様式
9	既存の物件を使用する場合は建築確認済証の写し、検査済証の写し（紛失している場合は台帳記載事項証明書）、物件の概要がわかるもの（重要事項説明書等） ※昭和56年5月31日以前に建築検査済証が交付され、着工された建物の場合は、耐震診断報告書（写）又は耐震補強工事実施済みを証する書類も提出すること。	
10	選定された場合に確実に賃借できることを証明するもの（自己の所有する土地に整備する場合を除く） 所有権者との覚書、誓約書、仮契約書の写し等 ※契約の相手方が所有権取得予定者の場合は、相手方が確実に所有権を取得できることを証明するものを含む。 ※賃借期間と賃借料の月額を明記すること。	任意様式
11	資金計画書 借入金の償還計画表、残高証明書を添付	様式3

12	収支予算書（補助金算出表を含む） 開所後3年度分 ※子ども家庭庁ホームページ掲載の「公定価格の試算ソフト」を参考に試算すること。ただし、更新がされていない可能性があるため、あくまで参考とすること。 ※保育所部分と病児保育部分を分けて作成すること。	様式4
13	法人決算書（財務諸表） 直近3年度分	
14	納税証明書の写し（国、都道府県、市町村へ納付すべき税の未納がないことを証明するもの）（直近1年度分、提出日前3か月以内に発行されたもの） （国税の場合：納税証明書その3の3） （都道府県・市町村の場合：納税証明書など） ※不明な場合は税務署等で確認すること。	
15	既設保育園等の概要	様式5
16	既設保育園等の決算書 直近1年分	
17	既設保育園等の直近の所管官庁監査結果の写し 直近1回分 ※指摘事項がある場合は、その後の改善状況等を確認するため、改善報告書類を添付すること。	
18	指導医、協力医療機関の確保について確認できる書類	任意様式
19	暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書	様式6

土地・建物所有者 提出書類（借地による整備、賃貸物件による整備の場合）		様式
1	【個人の場合】本籍地の戸籍担当窓口で発行される身分証明書 【法人の場合】履歴事項全部証明書 ※共有物件の場合は共有者全員分を提出すること。 ※提出日前3か月以内に発行されたものを提出すること	
2	納税証明書の写し（国、都道府県、市町村へ納付すべき税の未納がないことを証明するもの）（直近1年度分、提出日前3か月以内に発行されたもの） （国税の場合：【個人】納税証明書その3の2、【法人】納税証明書その3の3） （都道府県・市町村の場合：納税証明書など） ※不明な場合は税務署等で確認すること。	
3	暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書	様式7

※申請書類の様式は、寒川町ホームページからダウンロード可能。

※土地・建物所有者に係る提出書類は、事業者が土地・建物所有者から提供を受けて、他の応募書類とともに提出すること。

※上記の他に、町長が必要と認める書類の追加提出を求める場合がある。

カ 提出部数

正本1部及び副本7部を提出すること。指定の様式はA4サイズとし、当該様式に記載する文字の大きさはフォントサイズ11ポイント以上とする。

別添「寒川町私立認可保育所及び病児保育施設開設・運営事業者募集 提出書類一覧表」を確認の上、正本、副本ともフラットファイル（A4・左綴じ）に綴り、各書類の見出しを付すこと。また、副本については、申請者が特定できるような表記（法人名、法人所在地、施設名、個人名等）を「■■■」と置き換えるか、修正テープ等でマスキングしたものをコピーし、提出すること。

8 予定事業者の選考と決定

予定事業者は、私立認可保育所及び病児保育施設開設・運営事業者選定委員会の選考を経て寒川町長が決定する。選考は1次審査（書類審査）、2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）の2段階で審査する。

選考の流れは次のとおりとする。

なお、応募があった場合でも審査の結果により予定事業者を決定しないことがある。

（1）応募資格確認

事業者から提出された申請書類の内容確認を実施する。申請書類の内容が応募資格を満たしていない場合は、書類審査は実施せず、応募資格なしとし、その旨を電子メールで通知する。

応募資格を満たす事業者が3者以下の場合は、1次審査を行わず、全ての事業者を2次審査の対象とする。

（2）1次審査（書類審査）

応募資格を満たす事業者が4者以上の場合には、1次審査を実施し、評価基準に基づく採点の上位3者（同点の場合は3者以上となることもある。）を2次審査の対象に選考する。ただし、得点が選定委員会の定める最低基準得点に満たない事業者及び得点が最低基準得点を満たしていても選定委員の半数が「かなり劣っている」と評価した評価視点がある事業者は、除くものとする。

1次審査の結果は、令和8年11月9日（月）を期限とし、応募者に電子メールで通知する。

（3）2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

1次審査で選考された事業者に2次審査を実施する。

2次審査日は、令和8年11月16日（月）とし、プレゼンテーション（20分以内）及びヒアリング（20分程度）を実施する。

説明は、提出された申請書類に基づき行うものとし、追加資料の提出は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーション用ソフトを使用しての説明については、その内容が提案内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合は認めるものとする。2次審査の詳細については、対象事業者に別途通知する。

2次審査で得た採点の合計が最高点である事業者を優先交渉権者に決定する。同点の場合は、選定委員会委員の意見を踏まえて、選定委員会委員長が決する。ただし、最高点を得た事業者の得点が選定委員会の定める最低基準得点に満たないとき又は最低基準得点を満たしていても選定委員の半数が「かなり劣っている」と評価した評価視点があるときは、選定しないものとする。

(4) 評価基準

1次審査及び2次審査は、別紙の評価基準に基づき審査・選考を行う。

なお、選定委員会は非公開とする。

(5) 結果

選考結果については、令和8年11月24日（火）に2次審査参加の全事業者に電子メールで通知するとともに、優先交渉権者名及び次点交渉権者の事業者名は、町ホームページで公表する。

なお、審査の結果に関する異議申立ては一切受け付けない。

また、審査の過程についても公表しない。

(6) 申請書類の公開

寒川町情報公開条例（平成11年寒川町条例第24号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、同条例に基づいて取扱うものとする。

ただし、法人の正当な利益を害すると判断されたものは公開の対象とはならない。

9 選定スケジュール

選定スケジュールは次のとおりとする。なお、スケジュールは変更する場合がある。

日 時		内 容
令和8年度	9月7日（月）	募集要項公表
	9月7日（月） ～10月9日（金）	事前相談の受付期間
	9月7日（月） ～10月13日（火）	質問票の受付期間
	10月16日（金）	質問に対する回答期限（町ホームページにて回答）
	10月19日（月） ～10月30日（金）	応募受付期間
	11月9日（月）	1次審査結果の通知
	11月16日（月）	2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
	11月24日（火）	2次審査結果の通知及び優先交渉権者等の町ホームページでの公表
	12月18日（金）	整備・運営に関する協定締結

(参考) 選定後のスケジュール (変更する場合がある。)

日 時		内 容
令和 9 年度	6 月	神奈川県事前相談 (事業者整備相談)
	8 月	補助金所要額調査 (予定)
	1 1 月	神奈川県児童福祉審議会 (事前協議)
令和 1 0 年度	4 月	補助金内示 (予定)
	4 月～3 月	施設整備
	3 月	神奈川県児童福祉審議会 (認可)
令和 1 1 年度	4 月 1 日	開所

10 その他

- (1) 応募者は、書類の提出をもって本要項の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (3) 応募に関して必要となる費用は申請者の負担とする。
- (4) 申請者の提出書類の著作権は、それぞれ作成した申請者に帰属する。

なお、選考結果及び提案内容等を公表する場合、その他町が必要と認めるときには、無償で提出書類の一部を使用できるものとする。

- (5) 整備事業予定者決定後に、申請内容に虚偽の内容が含まれていることが明らかになった場合又は申請内容どおりの履行がされない場合又はその履行が明らかに困難な場合は、選考結果を取り消す場合がある。また、提案した計画地での事業ができないこととなった場合は選考を取り消すものとする。
- (6) 保育の安定性の観点から、施設長候補者については、やむを得ない事情を除き、開園後3年を経過するまでは原則として変更しないこと。やむを得ず変更する場合は、町に事前に報告すること。
- (7) 本要項に記載されている法令や通知等が改正・変更された場合は、改正・変更後の内容を優先して適用するものとする。

11 問合せ先

寒川町子ども育成部子ども政策課子ども政策担当

電話：0467-37-3839 (直通)

FAX：0467-74-9141

E-Mail: kodomoseisaku@town.samukawa.kanagawa.jp